

## 新型コロナウイルス感染症対策 法人対応 17 (R3.9.13 対策本部長通知)

(下線は対応 16 と比較して、強調、修正又は追加部分である)

### <近況>

- 北海道の「緊急事態宣言」は、8/27 から 9/12 までとされていたが、首都圏も含めて 9/30 まで延長された。
- 室蘭市内の感染状況は、6/20 から 9/4 の 3 箇月弱の感染者数は、道内 17,004 人に対し室蘭 65 人 (0.37%) であり、実数とともに道内に占める割合も減少傾向にある。(管内 575 人に対しては室蘭 65 人、11.3%、苫小牧 426 人、74.1%)

### <宣言延長後 (9/13~9/30) の対応>

- ◆ 基本的には前回の法人対応 16 (R3.8.26) を継続する。
- ◆ 職域接種等の利用も含めて、法人職員の希望者全員は 9 月中旬においてほぼ接種済となり、職場における感染リスクは格段に低下していると思われるが、デルタ株の拡大とともに児童など若年層への感染が拡大していることから、特に家庭内感染に留意する必要がある。

#### 1 施設対応 (共通)

- ① 施設内行事は通常通りとするが、対外的な交流行事は延期又は中止とする。
- ② 実習生等の受入れは解除後とする。
- ③ 訪問者等に対する健康チェックを徹底する。(体温、体調)

#### 2 老福施設

- ① 入所施設における家族等の面会は、(これまで通り) 直に会うことは避け、衝立で隔離するほかオンラインを活用する。
- ② 常にゾーニング方法を検討、確認しておく。

#### 3 保育所

- ① 宣言期間中に予定している運動会等は期間外に延期する。延期した場合には、会場の確保が困難な場合も想定されるため、感染予防の観点も含めて、歳児別での実施や数日に分散するなど工夫すること。  
場合によっては中止もあり得る。
- ② 宣言期間外の行事については、予定通り実施するものとする。
- ③ 保護者との個人懇談など少数による場合は実施可とする。

#### 4 職員等について

- ① 職員のほとんどはワクチン接種済になり、安心感をもたらすものではあるが、例え感染しても重症化は避けられるだろうということであり、他人への感染源になることには変わりはないので、誤解することなく引き続き感染予防に努めること。発熱等体調不良の際には、速やかに施設長に状況報告すること。
- ② 緊急連絡網については各自しっかり管理すること。職場からの連絡に出られなかった場合は、すぐ折り返し連絡すること。
- ③ 家庭内感染が増加していることから、職員は家族に対しても感染予防について周知徹底するよう努めること。
- ④ 札幌、首都圏等、感染拡大地方への移動は極力避けること。止むを得ず移動する場合は、事前に施設長に報告すること。
- ⑤ 宴会等は禁止とする。

以上